

福島県建設業新分野進出企業認定事業実施要綱の運用基準

第3条関係

削除

第4条関係

1 実施要綱第4条の認定基準のほか、次の要件を全て満たさなければならない。

(1) 新分野事業に係る年間売上額が100万円以上であること。

(2) 県内で新分野事業を実施していること。（県外で実施する適当な理由がある場合を除く）。

(3) 新たな労務が発生していること。

(4) (1)～(3)の継続性が見込めること。

(5) 出資を行った別法人設立による新分野進出の場合においては、別法人設立に係る申請企業の出 資割合が50%を超えていること。

2 本認定事業は、実施要綱第1条の目的のほか、経営基盤の強化を目指し、新分野事業に進出した意欲ある建設業者に対し、進出による経営リスクを軽減するために、入札参加資格審査における加点等により支援するものであることから、本認定事業の趣旨に合致しない以下のような事業は認定しないものとする。

- ・地主としての土地賃貸業
- ・従前からの社有地を活用した駐車場業
- ・雇用効果が極めて少ない事業
- ・既存の事業や施設等への投資 など

第6条関係

第2項による福島県建設業新分野進出企業認定証書の交付にあたっては、再認定等特別な事由がある場合は、交付の方法について別途規則により定めるものとする。

第7条関係

やむを得ない事由により6月末までの報告が出来ない場合は、報告期限を猶予できる。

第9条関係

削除

第10条関係

1 認定基準を満たさないこととは、次の要件を満たさない場合とする。ただし、認定基準を満たさなくなったやむを得ない事由がある場合は、取り消さないことができる。

(1) 新分野事業に係る年間売上げ額が概ね100万円未満である場合。

(2) 新分野事業を県内で実施しなくなった場合。

(3) 労務が発生しなくなった場合。

(4) 事業の継続性が見込めないと判断される場合。

(5) 新分野事業を主体的に営んでいないと判断される場合。

2 暴力団等反社会的勢力であると認められるときは、その事実が明らかとなった時から半年以内の期間を対象とする。

附則

この運用基準は、平成21年3月30日から施行する。

附則

この運用基準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この運用基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この運用基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この運用基準は、令和 7 年 10 月 10 日から施行する。